



議案第七十一号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

第七条を次のように改める。

(工事の施行)

第七条 給水装置工事の設計及び施行は管理者又は管理者が指定した者（以下「指定工事業者」という。）が行う。

2. 前項の規定により、給水装置工事の設計及び施行を指定工事業者が行う場合はあらかじめ管理者の設計審査及び材料の検査を受けかつ工事竣工検査を受けなければならない。

3. 指定工事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

第三十条を次のように改める。

(手数料)

第三十条 手数料は、次の各号の区分により指定工事業者から徴収する。

- 一 第七条第二項の規定による工事の設計審査 一件につき 百五十円

二 第七条第二項の規定による材料検査	一回につき	百 円
三 第七条第二項の規定による工事竣工検査	一回につき	三百 円
四 第一種指定工事業者として指定したとき		五千 円
五 第二種指定工事業者として指定したとき		三千 円

附 則

この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。